

## 第1章 栄養管理部門の業務と役割

### 第1 栄養管理部門の役割

#### 1 病院給食の役割

病院給食は、他の特定給食施設のように健康人を対象とした健康増進を図るものとは根本的に異なり、患者の病状に適応した栄養を給与することにより治癒あるいは病状回復の促進を図るものであって、治療の一環として提供されるものである。

したがって、病院給食は、質の高い食事療法の提供を基本に、患者一人一人に着目した運営がなされなければならない。

#### 2 栄養管理の重要性

近年、適切な栄養管理の効果として、低栄養状態の改善や褥瘡の予防や改善、在院日数の短縮などの効果が報告されており、栄養管理は疾病の治療の基本となるものである。

平成17年10月に、介護保険報酬改定において、栄養マネジメント加算が導入された。栄養ケア・マネジメントは、適正な食事・栄養を提供する技術や食事の工夫から出発することではなく、個々の患者の栄養状態を評価、判定をすることからスタートし、課題を明らかにし、計画を作成し、一人一人の栄養状態や摂食・嚥下機能に応じた食事・栄養補給や栄養指導を行い、そして成果をモニタリングし、評価する、栄養管理システムを目的としたものである。

これは管理栄養士がベッドサイドに行き、患者の状態を把握することから始まる、“患者中心”の栄養管理への転換が図られた成果である。栄養ケア・マネジメントにおいては、これらのプロセスを管理栄養士や医師、介護支援職員、看護職員等の多職種協働により推進することとされている。

平成18年4月の診療報酬改定においても、栄養管理の重要性の高まりから、栄養管理実施加算が新設された。これらのマネジメントの考え方を導入した栄養管理の実施にあたっては、病棟における医師、管理栄養士、看護師等といった職種間の連携に加え、病棟部門と食事療養部門、薬剤部門との連携といった病院の組織全体の体制の構築が必要である。

なお、平成24年4月の診療報酬改定において、栄養管理実施加算を算定している医療機関が多いことから、病院においては、栄養管理体制の確保を入院基本料及び特定入院料の要件とし、診療報酬体系の簡素化が行われた。

平成22年4月の診療報酬改定においては、急性期の入院医療を行う一般病棟において、栄養障害を生じている患者又は栄養障害を生じるリスクの高い患者に対して、医師、管理栄養士、看護師及び薬剤師などからなるチームを編成し、栄養状態改善の取組が行われた場合の評価が栄養サポートチーム加算として新設された。これは急性期入院医療において、手厚い人員体制を確保することで、多職種が連携して質の高い医療を提供することを評価したものである。

### 3 医療スタッフとしての管理栄養士・栄養士の役割

患者の栄養状態を改善・維持し、免疫力低下の防止や治療効果及びQOLの向上等を推進する観点から、傷病者に対する栄養管理・栄養指導や栄養状態の評価・判定などの専門家として、管理栄養士が医療現場において果たし得る役割は大きなものとなっていることから、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（H22.4.30 医政発 0430 第1号）には、現行では管理栄養士で実施できることとして、下記のことが示されている。

- (1) 一般食（常食）について、医師の包括的な指導を受けて、その食事内容や形態を決定し、又は変更すること。
- (2) 特別治療食について、医師に対し、その食事内容や形態を提案すること（食事内容等の変更を提案することを含む）。
- (3) 患者に対する栄養指導について、医師の包括的な指導（クリティカルパスによる明示等）を受けて、適切な実施時期を判断し、実施すること。
- (4) 経腸栄養療法を行う際に、医師に対し、使用する経腸栄養剤の種類を選択や変更等を提案すること。

### 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(抄) (H22. 4. 30 医政発 0430 第1号)

近年、質が高く、安心して安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されるなど、医療の在り方が根本的に問われているところである。こうした現在の医療の在り方を大きく変え得る取組として、多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」に注目が集まっており、現に、様々な医療現場で「チーム医療」の実践が広まりつつある。

このため、厚生労働省では、「チーム医療」を推進する観点から、「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（平成19年12月28日付け医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）を発出し、各医療機関の実情に応じた適切な役割分担を推進するよう周知するとともに、平成21年8月から「チーム医療の推進に関する検討会」（座長：永井良三東京大学大学院医学研究科教授）を開催し、日本の実情に即した医療スタッフの協働・連携の在り方等について検討を重ね、平成22年3月19日に報告書「チーム医療の推進について」を取りまとめた。

今般、当該報告書の内容を踏まえ、関係法令に照らし、医師以外の医療スタッフが実施することができる業務の内容について下記のとおり整理したので、貴職におかれては、その内容について御了知の上、各医療機関において効率的な業務運営がなされるよう、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、厚生労働省としては、医療技術の進展や教育環境の変化等に伴い、医療スタッフの能力や専門性の程度、患者・家族・医療関係者のニーズ等も変化することを念頭に置き、今後も、医療現場の動向の把握に努めるとともに、各医療スタッフが実施することができる業務の内容等について、適時検討を行う予定であることを申し添える。

#### 1 基本的な考え方

各医療スタッフの専門性を十分に活用して、患者・家族とともに質の高い医療を実現するためには、各医療スタッフがチームとして目的と情報を共有した上で、医師等による包括的指示を活用し、各医療スタッフの専門性に積極的に委ねるとともに、医療スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要である。

実際に各医療機関においてチーム医療の検討を進めるに当たっては、局長通知において示したとおり、まずは当該医療機関における実情（医療スタッフの役割分担の現状や業務量、知識・技能等）を十分に把握し、各業務における管理者及び担当者間における責任の所在を明確化した上で、安心・安全な医療を提供するために必要な具体的な連携・協力方法を決定し、医療スタッフの協働・連携によるチーム医療を進めることとし、質の高い医療の実現はもとより、快適な職場環境の形成や効率的な業務運営の実施に努められたい。

なお、医療機関のみならず、各医療スタッフの養成機関、職能団体、各種学会等においても、チーム医療の実現の前提となる各医療スタッフの知識・技術の向上、複数の職種との連携に関する教育・啓発の推進等の取組が積極的に進められることが望まれる。

#### 2 各医療スタッフが実施することができる業務の具体例

(以下省略。管理栄養士は前述のとおり)